

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験実施に対する抗議についての 意見書

北朝鮮が先月 29 日に続き、今月 15 日にも我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したほか、今後も、太平洋へのミサイル発射を続ける方針を示すなか、我が国の安全への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、断じて容認できない。

また、昨年 9 月の 5 回目の核実験以降、一連の国連安保理決議による厳しい制裁を始めとする国際社会の度重なる抗議・警告にもかかわらず、北朝鮮は大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射などの挑発行為を繰り返している。

さらには、9 月 3 日に強行した 6 回目となる核実験は、東アジア地域だけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。

よって、政府におかれては、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射及び核実験の実施に対して厳重に抗議するとともに、関係各国と緊密な連携を図り、断固とした措置を講じるだけでなく、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

愛知県瀬戸市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験実施に対する抗議について
の意見書

北朝鮮が先月 29 日に続き、今月 15 日にも我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したほか、今後も、太平洋へのミサイル発射を続ける方針を示すなか、我が国の安全への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、断じて容認できない。

また、昨年 9 月の 5 回目の核実験以降、一連の国連安保理決議による厳しい制裁を始めとする国際社会の度重なる抗議・警告にもかかわらず、北朝鮮は大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射などの挑発行為を繰り返している。

さらには、9 月 3 日に強行した 6 回目となる核実験は、東アジア地域だけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。

よって、政府におかれては、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射及び核実験の実施に対して厳重に抗議するとともに、関係各国と緊密な連携を図り、断固とした措置を講じるだけでなく、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

愛知県瀬戸市議会

外務大臣 河野 太郎 殿

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験実施に対する抗議について
の意見書

北朝鮮が先月 29 日に続き、今月 15 日にも我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したほか、今後も、太平洋へのミサイル発射を続ける方針を示すなか、我が国の安全への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、断じて容認できない。

また、昨年 9 月の 5 回目の核実験以降、一連の国連安保理決議による厳しい制裁を始めとする国際社会の度重なる抗議・警告にもかかわらず、北朝鮮は大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射などの挑発行為を繰り返している。

さらには、9 月 3 日に強行した 6 回目となる核実験は、東アジア地域だけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。

よって、政府におかれては、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射及び核実験の実施に対して厳重に抗議するとともに、関係各国と緊密な連携を図り、断固とした措置を講じるだけでなく、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

愛知県瀬戸市議会

防衛大臣 小野寺 五典 殿

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験実施に対する抗議について
の意見書

北朝鮮が先月 29 日に続き、今月 15 日にも我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したほか、今後も、太平洋へのミサイル発射を続ける方針を示すなか、我が国の安全への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威となっており、断じて容認できない。

また、昨年 9 月の 5 回目の核実験以降、一連の国連安保理決議による厳しい制裁を始めとする国際社会の度重なる抗議・警告にもかかわらず、北朝鮮は大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射などの挑発行為を繰り返している。

さらには、9 月 3 日に強行した 6 回目となる核実験は、東アジア地域だけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙である。

よって、政府におかれては、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射及び核実験の実施に対して厳重に抗議するとともに、関係各国と緊密な連携を図り、断固とした措置を講じるだけでなく、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

愛知県瀬戸市議会

内閣官房長官 菅 義偉 殿